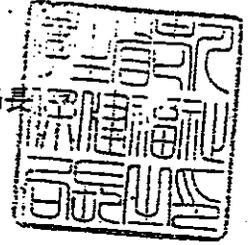




都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長



老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の施行について（通知）

老人保健法（昭和57年8月法律第80号）第46条の5の2第2項の規定に基づく老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準については、3月17日付け、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」（平成4年2月厚生省告示第29号）が公布され、平成12年4月1日から施行されることになったところであるが、その取扱いについては、下記によることとしたので、遺憾のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

第1 通則に関する事項

- 1 老人保健法に規定する老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額は、老人訪問看護基本療養費の額に、老人訪問看護管理療養費、老人訪問看護情報提供療養費又は老人訪問看護ターミナルケア療養費の額を加えた額とすること。
- 2 指定老人訪問看護の費用の額は、別に厚生大臣が定める場合を除き介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定の対象としないこと。
- 3 老人訪問看護療養費の額は、1により算定された費用の額から、「老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生大臣が定める額」（平成4年2月厚生省告示第30号）の規定による額を控除した額とすること。

第2 老人訪問看護基本療養費について

- 1 老人訪問看護基本療養費（I）は、指定老人訪問看護を受けようとする者に対して、その主治医（保険医療機関等の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る。）が交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士、理学療法士及び作業療法士（以下「看護婦等」という。）が、当該指示書に記載された有効期間内（6か月を限度とする。）に行った指定老人訪問看護について、利用者1人につき週3日を限度として算定すること。ただし、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める疾病等」（平成12年3月厚生省告示第77号。以下「疾病等告示」という。）に規定する疾病等（末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パ

一キンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であって生活機能症度Ⅱ度又はⅢ度のものに限る。）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態をいう。）の利用者については、週4日以上算定でき、この場合において、週4日以降の日については老人訪問看護基本療養費（Ⅰ）の（1）（二）又は（2）（二）の所定額を算定すること。

- 2（1）老人訪問看護基本療養費（Ⅱ）は、指定老人訪問看護を受けようとする精神障害を有する者であって、精神障害者社会復帰施設等に入所している複数の者に対して、それらの者の主治医（精神科を標榜する保険医療機関等において精神科を担当する医師に限る。）が交付した精神訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、精神障害を有する者に対して指定老人訪問看護を行うにつき必要な体制が整備されているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションの保健婦、保健士、看護婦、看護師又は作業療法士（精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有する者に限る。）が、当該指示書に記載された有効期間内（6か月を限度とする。）に行った指定老人訪問看護について、週3日を限度として算定すること。
- （2）（1）の「精神障害者社会復帰施設等」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及びグループホーム（精神障害者地域生活援助事業に係る施設をいう。）をいうこと。
- （3）老人訪問看護基本療養費（Ⅱ）は、（2）に規定する施設の了解を得て、当該施設に入所している精神障害を有する複数の者に対して指定老人訪問看護を行った場合に算定できること。
なお、当該者の看護を担当する者に対する社会復帰指導に要する費用については、所定額に含まれること。
- （4）老人訪問看護基本療養費（Ⅱ）に係る保健婦、保健士、看護婦、看護師又は作業療法士とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。
ア 精神科を標榜する保険医療機関等において、精神病棟又は精神科外来に勤務した経験を有する者
イ 精神障害者に対する訪問看護の経験を有する者
ウ 精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務の経験を有する者
エ 専門機関等が主催する精神保健に関する研修を修了している者
- （5）老人訪問看護基本療養費（Ⅱ）について、1人の保健婦、保健士、看護婦、看護師又は作業療法士が1日に訪問する利用者の数は5名程度を標準とし、8名を超えることはできないこと。
- 3 指定老人訪問看護を受けようとする者（1のただし書に規定する利用者を除く。）であって特別指示書が交付された者に対する指定老人訪問看護については、当該特別指示書の交付の日から起算して14日以内に行った場合は、月1回に限り、14日を限度として老人訪問看護基本療養費（Ⅰ）を算定できること。
なお、特別指示書の交付の日の属する週及び当該交付のあった日から起算して14日目の日属する週においては、当該算定した日を除き週3日を限度として算定すること。また、特別指示書が交付された利用者に対する訪問看護については、当該利用者の病状等を十分把握し、訪問看護計画書の作成及び指定老人訪問看護の実施等において、主治医と連携を密にすること。
- 4 難病等複数回訪問加算は、1のただし書に規定する利用者又は3の特別指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回以上指定老人訪問看護を実施した場合に所定額に加

算すること。

- 5 延長時間加算は老人訪問看護基本療養費(Ⅱ)について、指定老人訪問看護の時間が3時間を超えた場合に、8時間を限度として1時間又はその端数を増すごとに所定額に加算すること。
- 6 (1) 特別地域訪問看護加算は、「特別地域訪問看護加算に係る厚生大臣が定める地域」(平成8年3月厚生省告示第66号)に規定する地域(以下「厚生大臣が定める地域」という。)に所在する訪問看護ステーションの看護婦等が、当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの訪問につき最も合理的な通常の経路及び方法で片道1時間以上要する利用者に対して指定訪問看護を行った場合に、所定額に相当する額を加算すること。
なお、当該加算は、交通事情等の特別の事情により訪問に要した時間が片道1時間以上となった場合は算定できないこと。
- (2) 特別地域訪問看護加算を算定する訪問看護ステーションは、その所在地が厚生大臣の定める地域に該当するか否かについては、都道府県老人医療主管課(部)に確認すること。
- 7 (1) 利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しないこと。ただし、(別に厚生大臣が定める場合)についてはこの限りではないこと。
 - ア 病院、診療所及び介護老人保健施設等の医師若しくは看護婦等が配置されている施設に現に入院若しくは入所している場合
 - イ 介護保険法第7条第15項に規定する痴呆対応型共同生活介護、同法第7条第16項に規定する特定施設入所者生活介護の提供を受けている場合
 - ウ 他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けている場合
- (2) 訪問看護ステーションと特別の関係にあり、かつ、当該訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した医師が所属する保険医療機関において、往診料、寝たきり老人訪問診療料、在宅末期訪問診療料、在宅患者訪問看護・指導料、在宅訪問リハビリテーション指導管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料又は精神科訪問看護・指導料のいずれかを算定した日については、当該訪問看護ステーションは老人訪問看護療養費を算定できないこと。
ただし、次に掲げる場合はこの限りではないこと。
 - ア 当該訪問看護ステーションが訪問看護を行った後、利用者の病状の急変等により、保険医療機関が往診を行って往診料を算定した場合
 - イ 1のただし書に規定する利用者について、在宅患者訪問看護・指導料を算定した場合
 - ウ 利用者が保険医療機関を退院後1月を経過するまでに往診料等のいずれかを算定した場合
- (3) (2)の「特別の関係」とは、開設者が同一の場合等「特別の関係にある保険医療機関等」の取扱いについて(平成10年3月16日保険発第32号、老健第42号)通知に規定する関係にあるものをいうこと(以下同じ。)
- 8 指定老人訪問看護の実施時間は、1回の訪問につき、老人訪問看護基本療養費(Ⅰ)については30分から1時間30分程度、訪問看護基本療養費(Ⅱ)については1時間から3時間程度を標準とすること。
- 9 初回の訪問時においては、訪問看護記録書に、病歴、家族の構成、家庭での看護の状況、家屋の状況、日常生活活動の状況、保健福祉サービスの利用状況等の概要を記入すること。
- 10 毎回の訪問時においては、訪問看護記録書に、訪問年月日、利用者の体温、脈拍等の心身の

状態、利用者の病状、家庭での看護の状況、実施した指定訪問看護の内容、指定訪問看護に要した時間等の概要及び訪問に要した時間（6の特別地域訪問看護加算を算定する場合に限る。）を記入すること。

- 11 老人訪問看護療養費を算定した月にあつては、当該利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに訪問看護ステーション名、当該月における初回の訪問年月日を記載し、「その他必要事項」欄に「訪問看護」と付記すること。

第3 老人訪問看護管理療養費について

- 1 (1) 老人訪問看護管理療養費は、老人訪問看護基本療養費を算定すべき指定老人訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、主治医との連携確保や訪問看護計画の見直し等を含め、当該利用者に係る指定老人訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に算定すること。
(2) 訪問看護ステーションの営業時間内における利用者又はその家族等との電話連絡、居宅における療養に関する相談等、指定老人訪問看護の実施に関する計画的な管理に要する費用は、老人訪問看護管理療養費に含まれること。
(3) 利用者の主治医に対して訪問看護報告書を提出した場合は、当該報告書の写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。ただし、訪問看護報告書と訪問看護記録書の内容が同一の場合は、訪問看護記録書に提出年月日を記録することでこれに代えることができること。
(4) 指定老人訪問看護の実施に関する計画的な管理に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所、精神保健福祉センター（以下「市町村等」という。）において実施する保健福祉サービスとの連携に十分配慮すること。
- 2 (1) 24時間連絡体制加算は、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるものとして都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションにおいて、保健婦、保健士、看護婦又は看護師が指定老人訪問看護を受けようとする者に対して当該体制にある旨を説明し、その同意を得た場合に、所定額に1月につき加算すること。
(2) 24時間連絡体制加算に係る指定老人訪問看護を受けようとする者に対する説明に当たっては、当該者に対して、訪問看護ステーションの名称、所在地、電話番号及び時間外の連絡方法（電話番号等）を記載した文書を交付すること。
(3) 24時間連絡体制加算に関し、利用者等から電話等により看護に関する意見を求められ、これに対応した場合は、その日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録すること。
- 3 (1) 重症者管理加算は、指定老人訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して指定老人訪問看護を行うにつき、当該利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制が整備されているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションにおいて、指定老人訪問看護を受けようとする者に対して、当該利用者に係る指定老人訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、かつ月4日以上指定老人訪問看護を行った場合に、所定額に1月につき加算すること。
(2) 重症者管理加算の算定対象となる「指定老人訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」は、疾病等告示に規定する状態（在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導

管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅急性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、ドレーンチューブ若しくは留置カテーテルを使用している状態又は人工肛門若しくは人工膀胱を設置している状態をいう。)の利用者であること。

- 4 (1) 退院時共同指導加算は、指定老人訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設に入院中又は入所中である場合において、その退院又は退所に当たって、当該訪問看護ステーションの看護婦等（准看護婦及び准看護師を除く。）が、当該主治医又はその所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設（当該指定訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設する者に限る。）の職員とともに、当該指定老人訪問看護を受けようとする者又はその看護に当たっている者に対して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、初日の指定老人訪問看護の実施時に老人訪問看護管理療養費のこの所定額に加算すること。

なお、老人訪問看護管理療養費を算定する月の前月に退院時共同指導を行った場合においても算定できること。

- (2) 訪問看護ステーションと特別の関係にある保険医療機関等又は介護老人保健施設において行われた退院時共同指導については、所定額は算定しないこと。
- (3) 退院時共同指導を行った日数については、老人訪問看護管理療養費の算定に係る訪問日数に算入しないこと。
- (4) 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。

第4 老人訪問看護情報提供療養費について

- 1 老人訪問看護情報提供療養費は、訪問看護ステーションと市町村等の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的とするものであること。
- 2 老人訪問看護情報提供療養費は、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定老人訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該市町村等が利用者に対して、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスも含む。）等の福祉サービスを有効に提供するために必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定すること。
- なお、指定老人訪問看護を行った日から2週間以内に、別紙様式1又は2の文書により、市町村等に対して情報を提供した場合に算定すること。
- 3 市町村等に対して提供した文書については、その写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。
- 4 市町村等が指定訪問看護事業者である場合には、当該市町村等に居住する利用者に係る老人訪問看護情報提供療養費は算定できないものであること。

第5 老人訪問看護ターミナルケア療養費について

- 1 老人訪問看護ターミナルケア療養費は、主治医との連携の下に、訪問看護ステーションの看護婦等が在宅での終末期の看護の提供を行った場合を評価するものであること。
- 2 老人訪問看護ターミナルケア療養費は、訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者

ついて、死亡した日の属する月の前月に老人訪問看護管理療養費を算定し、かつ、その死亡の前概ね24時間以内にターミナルケアを行った場合に算定すること。

- 3 老人訪問看護ターミナルケア療養費を算定した場合は、死亡時刻等を訪問看護記録書に記録すること。

(情報提供先市町村等)

殿

指定訪問看護ステーションの所在地及び名称

電話番号
管理者氏名

以下の利用者に関する訪問看護の情報を提供いたします。

利用者氏名
性別 (男 女) 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 (歳) 職業
住 所
電話番号 ()

主治医氏名
住 所

主傷病名																								
日常生活活動 (ADL) の状況 (該当する事項に○)																								
<table border="0"> <tr> <td>移動</td> <td>自立</td> <td>・一部介助</td> <td>・全面介助</td> <td>食事</td> <td>自立</td> <td>・一部介助</td> <td>・全面介助</td> </tr> <tr> <td>排泄</td> <td>自立</td> <td>・一部介助</td> <td>・全面介助</td> <td>入浴</td> <td>自立</td> <td>・一部介助</td> <td>・全面介助</td> </tr> <tr> <td>着替</td> <td>自立</td> <td>・一部介助</td> <td>・全面介助</td> <td>整容</td> <td>自立</td> <td>・一部介助</td> <td>・全面介助</td> </tr> </table>	移動	自立	・一部介助	・全面介助	食事	自立	・一部介助	・全面介助	排泄	自立	・一部介助	・全面介助	入浴	自立	・一部介助	・全面介助	着替	自立	・一部介助	・全面介助	整容	自立	・一部介助	・全面介助
移動	自立	・一部介助	・全面介助	食事	自立	・一部介助	・全面介助																	
排泄	自立	・一部介助	・全面介助	入浴	自立	・一部介助	・全面介助																	
着替	自立	・一部介助	・全面介助	整容	自立	・一部介助	・全面介助																	

要介護認定の状況 (該当する事項に○)
自立 要支援 要介護 (1 2 3 4 5)

病状・障害等の状態	
-----------	--

1月当たりの訪問日数 (訪問看護療養費明細書の実日数を記入すること)
日 (回)

看護の内容	
-------	--

必要と考えられる保健福祉サービス	
------------------	--

その他特記すべき事項	
------------	--

【記入上の注意】

- 1 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。
- 2 わかりやすく記入すること。
- 3 必要な場合は、家庭環境等についても記載すること。

(保健所長)

殿

指定訪問看護ステーションの所在地及び名称

電話番号
管理者氏名

以下の利用者に関する精神訪問看護の情報を提供いたします。

利用者氏名
性別(男 女) 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生(歳) 職業
住所
電話番号 () -

主治医氏名
住所
主傷病名
日常生活等の状況 1 食生活、清潔、排泄、睡眠、生活リズム等について 2 服薬等の状況について 3 作業(仕事)、対人関係等について
要介護認定の状況(該当する事項に○) 自立 要支援 要介護(1 2 3 4 5)
1月当たりの訪問日数(訪問看護療養費明細書の実日数を記入すること) 日
看護の内容
必要と考えられる保健福祉サービス
その他特記すべき事項

【記入上の注意】

- 1 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。
- 2 わかりやすく記入すること。
- 3 必要な場合は、家庭環境等についても記載すること。